※この法令は廃止されています。

平成十五年国土交通省令第十五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条の二第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令を次のように制定する。

（第一種特定建築物に係る届出）

第一条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の二十一日前までに（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条に規定する特定建築行為をしようとする場合において、当該特定建築行為に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請若しくは同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日の前日までに）、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置の内容を表示した各階平面図及び断面図

二　空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を表示した機器表（昇降機にあっては仕様書）、系統図及び各階平面図

2　第一種特定建築主等は、前項の届出書に記載された事項を変更したときは、速やかに、別記第二号様式による変更届出書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。

3　二以上の建築物に設ける空気調和設備等が同一の熱供給施設（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設をいう。）、蓄熱槽その他これらに類する施設から熱の供給を受ける場合においては、当該二以上の建築物の第一種特定建築主等は、第一項の届出書を共同して提出することができる。

（第二種特定建築物に係る届出）

第二条　法第七十五条の二第一項前段の規定により届出をしようとする第二種特定建築主は、同項に規定する行為の着手の予定の日の二十一日前までに（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条に規定する特定建築行為をしようとする場合において、当該特定建築行為に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日の前日までに）、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ前条第一項各号に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種特定建築主等」とあるのは、「第二種特定建築主」と読み替えるものとする。

（定期報告）

第三条　法第七十五条第五項又は法第七十五条の二第三項の規定により報告をしようとする者は、当該建築物について法第七十五条第一項前段又は法第七十五条の二第一項前段の規定により最初に届出をした日の属する年度の末日から起算して三年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の最終年度内に、別記第三号様式による報告書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

（届出に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間に特定建築物の工事の着手を予定している特定建築主についての本則第一項の規定の適用については、同項中「特定建築物の工事の着手の予定の日の二十一日前までに」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。

附　則　（平成一八年三月二七日国土交通省令第一五号）

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（届出に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項各号に掲げる行為（同項第一号に掲げる行為については、住宅に係るものに限る。）の着手を予定している特定建築主等についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項の規定の適用については、同項中「同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の二十一日前までに」とあるのは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令の一部を改正する省令の施行後速やかに」とする。

附　則　（平成二一年二月一九日国土交通省令第二号）

この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附　則　（平成二一年七月一〇日国土交通省令第四七号）

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条の二第一項に掲げる行為の着手を予定している第二種特定建築主についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第二条の規定の適用については、同条中「同項に規定する行為の着手の予定の二十一日前までに」とあるのは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令等の一部を改正する省令（平成二十一年国土交通省令第四十七号）の施行後速やかに」とする。

附　則　（平成二五年三月二九日国土交通省令第一三号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　建築物の新築又は改築に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一号様式及び第三号様式並びに機関省令様式第二にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

第三条　建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一号様式及び第三号様式並びに機関省令様式第二にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則　（平成二五年九月三〇日国土交通省令第八四号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　住宅の用途に供する建築物の新築、改築、増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、当分の間、次の様式によることができる。

第三条　住宅の用途に供する建築物の新築又は改築に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一

日までの間、なお従前の例によることができる。

第四条　住宅以外の用途に供する建築物の新築、改築、増築、修繕若しくは模様替に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令第二条による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

附則様式

（附則第二条関係）（Ａ４）

附則様式（附則第二条関係）（Ａ４）

届出書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段又は法第75条の2第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁　　殿

平成　　年　　月　　日

届出者氏名　　印

【届出の別】
□第一種特定建築物（法第75条第1項前段の規定による届出）
□第二種特定建築物（法第75条の2第1項前段の規定による届出）

申受付欄	申特記欄	申整理番号欄
平成　年　月　日 第　　号 係員印		

（第二面）

第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

【1．第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】
【イ．住主のフリガナ】
【ロ．氏名】
【ハ．郵便番号】
【ホ．住所】
【ヘ．電話番号】

【2．代理者】
【イ．氏名】
【ロ．勤務先】
【ハ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】

【3．設計者】
【イ．氏名】
【ロ．勤務先】
【ハ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】

【4．建築物及びその敷地の概要】
【イ．所在地】
【ロ．名称】
【ハ．用途】
【ニ．構造】□鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄骨造　□木造
□その他（　　）
【ホ．階数】地上　　階　地下　　階
【ヘ．床面積の合計】（　屋出部分　）（屋出以外の部分）（　合計　）
㎡）（　　㎡）（　　㎡）

【5．工事着手予定年月日】平成　　年　　月　　日

【6．工事完了予定年月日】平成　　年　　月　　日

【7．備考】

（第三面）

省エネルギー措置の概要

【1．工事種別】□新築　□増築　□改築
□直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
□空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修

【2．屋出をする部分】□直接外気に接する屋根、壁又は床　□空気調和設備
□空気調和設備以外の機械換気設備　□照明設備
□給湯設備

【3．該当する地域区分】（　　地域）

【4．住戸に係る事項】
（1）住戸の番号　（　　）
（2）住戸のある階　（　　階）
（3）等価部分の床面積（　　㎡）
（4）外壁、窓等を通じての熱の損失の防止のための措置
1）屋根又は天井
【新熱貫性】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□内断熱工法　□外断熱工法
□充填断熱工法　□外張断熱工法　□内張断熱工法
【新熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
2）壁
【新熱貫性】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□内断熱工法　□外断熱工法
□充填断熱工法　□外張断熱工法　□内張断熱工法
【新熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
3）床
（イ）外気に接する部分
【設当箇所の有無】□有　□無
【新熱貫性】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□内断熱工法　□外断熱工法
□充填断熱工法　□外張断熱工法　□内張断熱工法
【新熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
（ロ）その他の部分
【設当箇所の有無】□有　□無
【新熱貫性】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□内断熱工法　□外断熱工法
□充填断熱工法　□外張断熱工法　□内張断熱工法
【新熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
4）土間床等の外周
（イ）外気に接する部分
【設当箇所の有無】□有　□無
【新熱貫性】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
（ロ）その他の部分
【設当箇所の有無】□有　□無
【新熱貫性】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　mm）
□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
5）開口部
【開口部比率】（　　）
【新熱性能】□建具等の種類（建具の材質・構造　　）
（ガラスの種別　　）
□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）
【日射遮蔽性能】
□ガラスの日射熱取得率（日射熱取得率　　）
□開口部付属部材　（庇土功度に設置するもの　　）

（上記以外の方位に設置するもの　　）
□ひさし、軒等
（５）空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
１）住戸の形状に係る措置
外皮等面積の合計を床面積の合計で除した数値（　　）
基準値（　　）
２）住戸の設備に係る措置
【暖房】暖房設備（　　）
効率（　　）
【冷房】冷房設備（　　）
効率（　　）
【換気】換気設備（　　）
効率（　　）
【照明】省エネルギー措置の概要（　　）
【給湯】給湯設備（　　）
効率（　　）

【５．共同住宅等における共用部に係る措置】
基準一次エネルギー消費量（　　GJ/年）
設計一次エネルギー消費量（　　GJ/年）

【６．備考】

（注意）

（１）届出書類
第一面、第二面及び第三面を提出してください。
（２）各面共通関係
数字は算用数字を用いてください。
（３）第一面関係
①　届出者の氏名の記入を自筆で行う場合は、押印を省略することができます。
②　届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
③　印刷のある欄は記入しないでください。
（４）第二面関係
①　第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者がそれぞれ２者以上の場合は、第二面に代表となる第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入して添えてください。
②　１欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ハ」は法人の所在地を、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主がマンションの管理を行う管理の区分所有等に関する法律第３条又は第 45 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ハ」は団体の所在地を記入してください。
③　２欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。
④　４欄の「ハ」は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。

⑤　４欄の「ニ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
⑥　１欄から５欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、６欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。
（５）第三面
①　１欄及び２欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
②　３欄は、省エネルギー基準（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 73 条第１項に基づき、国土交通大臣が定める判断の基準となるべき事項をいいます。）において定めるところにより、該当する地域区分を記入してください。
③　４欄及び５欄は、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の部分に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、届出に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
④　４欄の（１）から（３）の欄は、対象住戸が共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の場合に記入してください。
⑤　４欄の（４）の１）から３）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、開放廊式のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
⑥　４欄の（４）の１）から４）までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
⑦　４欄の（４）の３）及び４）における（イ）及び（ロ）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑧　４欄の（４）の５）の「開口部比率」とは、開口部の面積の合計を外皮等面積の合計で除した値をいいます。
⑨　４欄の（４）の５）は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
⑩　４欄の（４）の５）の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
⑪　４欄の（４）の５）の「日射遮蔽性能」は、「ダブルの日射熱取得率」、「開口部付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
⑫　４欄の（５）の２）の「暖房」、「冷房」、「換気」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消

費電力で除した値を、「換気」では換気扇風及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値として省エネルギー基準において定めるものをいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効熱交換率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。
⑬　５欄の「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」は、共同住宅等の共用部における「空気調和設備」、「機械換気設備」、「照明設備」、「給湯設備」及び「昇降機」におけるそれぞれの値の合計値を記入してください。
⑭　１欄から５欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、６欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

附　則（平成二六年一月一七日国土交通省令第三号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附　則（平成二八年一一月三〇日国土交通省令第八〇号）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

第一号様式（第一条又は第二条関係）

第一号様式（第一条又は第二条関係）（Ａ４）

届出書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第 75 条第１項前段又は法第 75 条の２第１項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

届出者氏名　　印

【届出の別】
□第一種特定建築物（法第 75 条第１項前段の規定による届出）
□第二種特定建築物（法第 75 条の２第１項前段の規定による届出）

収受付欄	特別記欄	申整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
係員印		

（第二面）

第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

【１．第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】
【イ．氏名のフリガナ】
【ロ．氏名】
【ハ．郵便番号】
【ニ．住所】
【ホ．電話番号】

【２．代理者】
【イ．氏名】
【ロ．郵便番号】
【ハ．郵便番号】
【ニ．所在地】
【ホ．電話番号】

【３．設計者】
【イ．氏名】
【ロ．郵便番号】
【ハ．郵便番号】
【ニ．所在地】
【ホ．電話番号】

【４．建築物及びその敷地の概要】
【イ．所在地】
【ロ．名称】
【ハ．用途】
【ニ．構造】□鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄骨造　□木造
□その他（　　）
【ホ．階数】地上　　階　地下　　階
（　届出部分　）（届出以外の部分）（　　合計　　）
【ヘ．床面積の合計】（　　㎡）（　　㎡）（　　㎡）

【５．工事着手予定年月日】平成　　年　　月　　日

【６．工事完了予定年月日】平成　　年　　月　　日

【７．備考】

（第三面）

省エネルギー措置の概要

【１．工事種別】□新築　□増築　□改築
□直接外気に接する壁面、壁又は床の修繕又は模様替
□空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修

【２．届出をする部分】□直接外気に接する屋根、壁又は床　□空気調和設備
□空気調和設備以外の機械換気設備　□照明設備
□給湯設備　□昇降機

【３．用途区分】□住宅　□事務所等　□ホテル等　□病院等　□物品販売業を営む店舗等　□学校等　□飲食店等　□集会所等　□工場等

【４．該当する地域区分】（　　地域）

【５．建築物全体に係る事項】
(1) 外壁、窓等を通じての熱の損失の防止のための措置
1) 一戸建ての住宅
□外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率
（外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)）
（冷房期の平均日射熱取得率　　）
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
2) 住宅以外の用途に供する建築物
□年間熱負荷係数（　　MJ/(㎡・年)）（基準値　　MJ/(㎡・年)）
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
□基準対象外
(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
1) 一次エネルギー消費量
□基準一次エネルギー消費量（　　GJ/年）
□設計一次エネルギー消費量（　　GJ/年）
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
2) エネルギー利用効率化設備の有無
□有　□無

【６．住戸に係る事項】
(1) 住戸の番号　（　　）
(2) 住戸の存する階　（　　階）
(3) 等価部分の床面積（　　㎡）
(4) 外壁、窓等を通じての熱の損失の防止のための措置
□外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率
（外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)）
（冷房期の平均日射熱取得率　　）
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
(5) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
1) 一次エネルギー消費量
□基準一次エネルギー消費量（　　GJ/年）
□設計一次エネルギー消費量（　　GJ/年）
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
2) エネルギー利用効率化設備の有無
□有　□無

【７．備考】

（注意）

１．届出書類
第一面、第二面及び第三面を提出してください。
住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の届出において、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡未満の場合、住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。ただし、住宅以外の用途に供する部分について、第三面の５欄の（１）の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うことができることとし、５欄の（２）の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うこととします。
２．各面共通関係
数字は算用数字を用いてください。
３．第一面関係
① 届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
② 届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
③ 収印のある欄は記入しないでください。
４．第二面関係
① 第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又はエ事施工者がそれぞれ２者以上の場合は、第二面に代表となる第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入して添えてください。
② １欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ハ」は法人の所在地を、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第３条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ハ」は団体の所在地を記入してください。
③ ２欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。
④ ４欄の「ヘ」は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。
⑤ ４欄の「ホ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
⑥ ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、７欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。
５．第三面関係
① １欄及び２欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
② ３欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。
㈠ 「住宅」とは、一戸建て住宅、連続住宅、重ね建住宅、共同住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
㈡ 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
㈢ 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれら

に類するものをいいます。

(4) 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

(5) 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

(6) 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

(7) 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

(8) 「集会所等」とは、公会堂、集会場、図書館、博物館、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

(9) 「工場等」とは、工場、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、運搬場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

③ 4欄は、省エネルギー基準（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1項に基づき、国土交通大臣が定める判断の基準となるべき事項をいいます。以下同じ。）において定めるところにより、該当する地域区分を記入してください。

④ 5欄の(1)は、「一戸建ての住宅」の場合、「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「外皮平均熱貫流率」とは、建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床板、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部。共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積で除した値。また、「冷房期の平均日射熱取得率」とは、冷房期において建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として省エネルギー基準において定めるものをいいます。

「住宅以外の用途に供する建築物」の場合、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「年間熱負荷係数」とは、室内周囲空間の年間熱負荷を各階の室内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値として省エネルギー基準において定めるものをいい、省エネルギー基準において定める「基準値」と併せて記入してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準ネット値として省エネルギー基準において定めるものをいいます。工場等の用途に供する建築物の場合は、「基準対象外」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算書は、別紙に記入して添えてください。

⑤ 5欄の(2)は、「一次エネルギー消費量」については「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量を設計一次エネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算書は、別紙に記入して添えてください。

⑥ 6欄は、共同住宅、寮舎その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の部分に係る限度について、住戸ごとに記入して下さい。なお、届出に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全て示唆された別の書面をもって代えることができます。

この欄に用いる用語の定義は、注意3の表示の方のとおりとします。

（4）については、「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。

（5）については、「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「エネルギー利用効率化設備の有無」については、届出時にエネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量を設計一次エネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。

⑦ 1欄から6欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、7欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

第二号様式（第一条又は第二条関係）（Ａ４）

第二号様式（第一条又は第二条関係）（Ａ４）

変更届出書

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第73条第1項後段又は法第75条の2第1項後段の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

届出者氏名　　印

【変更の届出の別】
□第一種特定建築物（法第73条第1項後段の規定による届出）
□第二種特定建築物（法第75条の2第1項後段の規定による届出）

【変更の届出をする建築物の直前の届出】
【受付番号】　第　　号
【届出日】　平成　　年　　月　　日
【変更内容の概要】

申受付欄	申物記欄	申整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
収良印		

（注意）
① 届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
② 届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
③ 数字は算用数字を用いてください。
④ 記入欄が足りない場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
⑤ この変更届出書のほか、建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を確認するために所管行政庁が必要と認める書類及び図面を提出してください。
⑥ ※印のある欄は記入しないでください。

第三号様式（第三条関係）（Ａ４）

第三号様式（第三条関係）（Ａ４）

定期報告書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第75条第5項又は法第75条の2第3項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

報告者（所有者又は管理者）氏名　　印

【定期報告の別】
□第一種特定建築物（法第75条第5項の規定による報告）
□第二種特定建築物（法第75条の2第3項の規定による報告）

申受付欄	申物名欄	申整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
収時印		

（第二面）

報告者等の概要

【１．報告者（所有者又は管理者）】
【イ．氏名又はフリガナ】
【ロ．郵便先】
【ハ．郵便番号】
【ニ．住所】
【ホ．電話番号】

【２．代理者】
【イ．氏名】
【ロ．郵便先】
【ハ．郵便番号】
【ニ．住所】
【ホ．電話番号】

【３．調査者】
【イ．氏名】
【ロ．郵便先】
【ハ．郵便番号】
【ニ．住所】
【ホ．電話番号】
【ヘ．調査した項目】

【イ．氏名】
【ロ．郵便先】
【ハ．郵便番号】
【ニ．住所】
【ホ．電話番号】
【ヘ．調査した項目】

【４．建築物及びその敷地の概要】
【イ．所在地】
【ロ．名称】
【ハ．用途】
【ニ．構造】□鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄骨造　□木造
□その他（　　）
【ホ．階数】地上　　階　地下　　階
（　　）（昼間部分　）（昼夜以外の部分）（　合計　）
【ヘ．床面積の合計】（　　㎡）（　　㎡）（　　㎡）

【５．備考】

（第三面）

建築物の維持保全の状況等

【１．昼夜以外の時の状況】
【イ．昼夜以外の時】平成　　年　　月　　日（受付番号　　）
【ロ．昼夜以外の時】□昼夜以外の時に限する建物、敷地又は　□空気調和設備
□空気調和設備以外の機械換気設備　□排煙設備
□自動火災報知設備　□非常用
【ハ．用途区分】□住宅　□事務所等　□ホテル等　□病院等
□商品販売等を行う店舗等　□学校等　□劇場等
□集会所等　□工場等
【ニ．昼夜の有無】□有　□無
【ホ．報告をした日】平成　　年　　月　　日（受付番号　　）
【ヘ．報告書の有無】□有　□無
【ト．法第７８条第２項の書面の交付】平成　　年　　月　　日
（機関名　　）（調査番号　　）

【２．建築物の維持保全の状況】

【イ．省エネルギー措置の変更の有無】

変更の有無	有／無	変更後の省エネルギー措置の概要
外壁、窓等	□／□	
空調用の設備	□／□	
空調用以外の機械換気設備	□／□	
照明設備	□／□	
給湯設備	□／□	
昇降機	□／□	

【ロ．省エネルギー性能の維持保全の状況】

定期報告項目		確認内容	適／不適
外壁、窓等	窓の配置	熱の損失の増大しないように採用した窓の配置等に変更されていない	□／□
	外壁、窓等の熱水	断熱による外壁、窓等の断熱がない	□／□
	窓の開閉等	ガラス等の破損され、建具枠等の気密性に問題がない	□／□
	日射遮蔽設備の保全	ひさし、庇等により日射遮蔽がない	□／□
		ブラインド、シャッター等により遮へい措置している	□／□
空調用設備	熱源機器への適正運転	熱源機器への適正運転が実施されている	□／□
	運転管理システムおよび熱源機器の作動	運転管理システムおよび熱源機器が正常に作動している	□／□
			□／□
	空調機の適正運転管理	空調機の適正運転管理が実施されている	□／□
	空気調和機・送風機運転	空気調和機の送風運転管理が実施されている	□／□
	ファン・手動弁等のインターロック制御	ファン・手動弁等のインターロック制御が正常に作動している	□／□
	温・冷水配管保温材	温・冷水配管保温材が正常に作動している	□／□
	ロードヒーティング方式の空調機	フィルター交換が適切に実施されている	□／□
		加湿用に加湿されている	□／□
		熱交換器の洗浄が適切に実施されている	□／□
		適切に制御されている	□／□
空調用以外の機械換気設備	空調機やフィルターの清掃	フィルターの交換が適切に行われ、汚損されていない	□／□
	コンプレッサーの清掃	適切に実施されている	□／□
照明設備	空調機器の制御	空調機器の制御が適切に実施されている	□／□

		適切制御が正常に作動している	□／□
照明設備	照明器具の維持	汚損、ランプ・反射板・ホコリ等の汚損が清掃されている	□／□
	制御の作動状況	タイマー、センサーによる制御が正常に作動している	□／□
		明るさ検知による自動消灯制御が正常に作動している	□／□
		夜の照明制御が正常に作動している	□／□
		点灯スケジュール制御が正常に作動している	□／□
		調光や照明制御が正常に作動している	□／□
		インバータ制御が正常に作動している	□／□
		調光制御が正常に作動している	□／□
給排水設備	コンポーネントの劣化・損傷	配管保温・保冷材・防振材・ふれ止等の損傷が見られない	□／□
			□／□
	表示装置の作動	表示不良等に、表示の異常はない（表示装置の不良箇所は除く）	□／□
	表示装置の損傷・保温	ポイント表示用の配管・表示装置・表示用ケーブル、及びポイント表示の心風管・管がない	□／□
	配管・表示装置の保温	配管・ベルト・ファン等の表面に保温・保冷・防音・防振・防火材の破損、ふれがない	□／□
		配管・ベルト・ファン等のその他の異常及び保温材の破損がない（屋内配管に結露水の発生がない）	□／□
	表示装置の損傷ポンプ	表示装置のポンプの損傷がない	□／□
	表示装置の電源設定	表示装置の電源が適切に設定されている（表示装置を必要以上に稼働していない）	□／□
	表示装置の損傷・保温	表示装置のその他の異常及び表示装置のその他の損傷がない	□／□
	コンプレッサーシステム	表示装置及び表示装置のその他の損傷がない	□／□
昇降機	三相電源の状態	電圧降下等、電源の不適切及びライン電圧等がない	□／□

【４．エネルギー有効活用設備に関する事項】
(1)エネルギー利用効率化設備の有無
□有　□無

(2)変更の有無

有／無	変更内容
□／□	

(3)維持保全の状況

定期報告項目	確認内容	適／不適
電源の点検	電源の著しい汚れや破損等がない	□／□
電源の作動状況	制御が正常に作動している	□／□

【５．備考】

（注意）
１．各欄共通関係
数字は算用数字を用いてください。
２．第一面関係
① 報告者（所有者又は管理者）の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
② 定期報告の場合、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
③ 空白のある欄は記入しないでください。
３．第二面関係
① 報告者（所有者又は管理者）が２者以上の場合は、第二面は代表となる報告者（所有者又は管理者）について記入し、別紙に他の報告者（所有者又は管理者）について必要な事項を記入して添えてください。
② １欄は、法第７５条第１項前段又は法第７５条の２第１項前段の規定による届出（法第７５条第１項後段又は法第７５条の２第１項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「届出」という。）をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が壊り渡された場合にあっては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者）とする。）について記入してください。
③ １欄は、報告者（所有者又は管理者）が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ハ」は法人の本所及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、報告者（所有者又は管理者）がマンションの管理を行う場合の区分所有者等に関する法律第３条又は第４５条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ハ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
④ ２欄は、報告者（所有者又は管理者）からの委任を受けて報告をする者がいる場合に記入してください。
⑤ ３欄は、報告者（所有者又は管理者）からの委任を受けて建築物の維持保全の状況について調査を行う者がいる場合に記入してください。なお、調査を行う者が２者以上いる場合は、第二面２欄のロの表の定期報告項目に掲げる項目のうち、各調査者が調査した項目ごとに記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添えてください。
⑥ ４欄の「ハ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造のものである場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
⑦ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、５欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。
４．第三面関係
① １欄の「イ」は、届出をした年月日を記入してください。複数の届出をしていて、記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添えてください。
② １欄の「ロ」及び「ハ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
③ １欄の「ホ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
④ １欄の「ヘ」は、過去に法第７５条第１項又は法第７５条の２第１項の報告（以下単に「報告」といいます。）をした年月日のうち最近のものを記入してください。
⑤ １欄の「ト」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑥ １欄の「ト」は、登録建築物調査機関が行う建築物調査を受けた場合に、法第７８条第２項の書面が交付された日を記入するとともに、登録建築物調査機関の名称及び調査番号を記入してください。
⑦ ２欄の「イ」は、届出（過去に報告をしたことがある場合は最近のもの）以降に行った省エネルギ

一措置の変更の有無について、変更の「有」又は「無」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、変更後の省エネルギー措置の概要及びその年月日を「変更後の省エネルギーの措置の概要」の欄にそれぞれ記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添えてください。なお、法第75条の2第3項の規定による報告を行う場合は、外壁、窓等を通じての熱の損失の防止のための措置に関する事項を記入する必要はありません。

⑤　2欄の「ロ」は、届出（過去に報告をしたことがある場合は直近のもの）以降の、届出に係る事項に関する指定建築物の維持保全の状況について記入してください。なお、法第75条の2第3項の規定による報告を行う場合は、外壁、窓等を通じての熱の損失の防止のための措置に関する事項を記入する必要はありません。

⑥　2欄の「ハ」の表の定期報告項目は、届出時に選ぶ省エネルギー措置に関し、該当する箇所のチェックボックスすべてに「レ」マークを入れてください。機械や機器類の調整や維持等によって届出時の省エネルギー性能が適切に維持保全されている必要建築物について、それぞれ「適」又は「不適」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を併用するため別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑦　2欄の「ハ」(1)は、届出時にエネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量を設計一次エネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。(2)は、届出（過去に報告をしたことがある場合は直近のもの）以降に行った当該エネルギー利用効率化設備の変更の有無について、変更の「有」又は「無」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。(3)は、機器の調整や維持等によって届出時のエネルギー利用効率化設備の性能が適切に維持保全されている必要建築物について、それぞれ「適」又は「不適」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を併用するため別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑧　ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、3欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。